

# ビジネスプラス DNS セキュリティ(Cisco Umbrella) サービス利用規約

2025 年 1 月 1 日

株式会社 エヌ・ティ・ティ・ピー・シーコミュニケーションズ

# 内容

|                      |    |
|----------------------|----|
| 第1章 総則               | 4  |
| 第1条 (利用規約の適用)        | 4  |
| 第2条 (利用規約の変更)        | 4  |
| 第3条 (用語の定義)          | 4  |
| 第4条 (サービスの種別)        | 5  |
| 第5条 (サービスの提供区域)      | 5  |
| 第6条 (サービスの提供条件)      | 5  |
| 第7条 (第三者への委託)        | 5  |
| 第8条 (他社サービスの利用)      | 5  |
| 第9条 (サービスの終了)        | 5  |
| 第2章 契約               | 6  |
| 第10条 (契約の単位)         | 6  |
| 第11条 (最低利用期間)        | 6  |
| 第12条 (契約申込)          | 6  |
| 第13条 (契約の成立)         | 6  |
| 第14条 (サービス内容等の変更)    | 7  |
| 第15条 (契約者情報の変更)      | 7  |
| 第16条 (契約者の地位の承継)     | 7  |
| 第17条 (契約者が行う利用契約の解除) | 7  |
| 第18条 (当社が行う利用契約の解除)  | 7  |
| 第3章 契約者の義務           | 8  |
| 第19条 (利用責任者)         | 8  |
| 第20条 (認証情報の管理)       | 8  |
| 第21条 (提供情報の維持)       | 8  |
| 第22条 (電子メールによる応答義務)  | 8  |
| 第23条 (利用基準の遵守)       | 8  |
| 第24条 (禁止行為)          | 8  |
| 第4章 サービスの制限          | 9  |
| 第25条 (非常時の利用の制限)     | 9  |
| 第26条 (サービスの制限等)      | 9  |
| 第27条 (提供中止)          | 10 |
| 第28条 (利用停止)          | 10 |
| 第29条 (免責)            | 11 |
| 第5章 料金等              | 11 |
| 第30条 (料金)            | 11 |
| 第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い | 11 |
| 第31条 (ソフトウェアの著作権等)   | 11 |
| 第32条 (ソフトウェア等の管理)    | 11 |
| 第33条 (データの取り扱い)      | 11 |
| 第34条 (データの利用)        | 11 |
| 第35条 (データの消去)        | 11 |
| 第7章 損害賠償             | 11 |
| 第36条 (責任の制限)         | 11 |
| 第37条 (免責)            | 12 |
| 第8章 雑則               | 12 |
| 第38条 (注意喚起)          | 12 |
| 第39条 (第三者利用)         | 12 |
| 第40条 (利用責任)          | 12 |
| 第41条 (お客さま情報の保護)     | 12 |
| 第42条 (通信の秘密の非開示)     | 13 |
| 第43条 (準拠法・管轄裁判所)     | 13 |
| 第44条 (分離可能性)         | 13 |
| 附則                   | 13 |
| 別紙1 サービスメニュー         | 14 |
| 別紙2 関連規定             | 15 |

別紙 3 本サービスの内容の変更及び利用契約の解除の方法..... 16

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (利用規約の適用)

株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ(以下「当社」といいます。 )は、ビジネスプラス DNS セキュリティサービス利用規約(以下「利用規約」といいます。 )を定め、ビジネスプラス DNS セキュリティサービス(以下「本サービス」といいます。 )を提供します。

2 契約者は利用規約、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が定める「ビジネスプラス利用規約」及びシスコ規定を遵守して、本サービスを利用するものとします。

3 前項で定めるシスコ規定とは、シスコシステムズ合同会社(以下「シスコ社」といいます。 )が定める別紙 2(関連規定)に記載の関連規定(以下「シスコ規定」といいます。 )のことをいいます。なお、シスコ規定に変更があった場合は、その変更された条件が適用されるものとします。

4 利用規約に定める当社の権利は、シスコ社またはその代理人も行使することができるものとします。

5 本サービスは、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する「ビジネスプラス」を通じて申し込んだ契約者のみが利用することができます。

6 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を通じて本サービスを申し込んだ契約者に本サービスを提供することのみに対して責任を負います。本サービスの利用の対価である利用料金についてはエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がその責任を負い、利用料金に関して当社に問い合わせることはできません。

7 「ビジネスプラス利用規約」に基づくエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からビジネスプラスの提供を受けるための契約については、「ビジネスプラス利用規約」の定めが適用され、当社と契約者間の利用規約に基づく本サービスを利用するための利用契約については、この利用規約の定めが適用されます。

### 第 2 条 (利用規約の変更)

当社は、民法(明治 29 年法律第 89 号)第 548 条の 4 の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合は、契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、利用規約を変更することができるものとします。この場合において、変更日以降は、本サービスの提供条件は、変更後の利用規約が適用されるものとします。

(1) 利用規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。

(2) 利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当社は利用規約の変更を行うときは、当該変更後の利用規約の内容を当社 Web サイト上へ掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第 3 条 (用語の定義)

利用規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用語              | 用語の意味   |
|-----------------|---|
| ビジネスプラス         | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が本サービスの利用契約の申込み(変更、解約の手続きを含みます。 )を取次ぎ又は本サービスを継続的に利用することができる権利に基づき当社が契約者に本サービスを提供すること。また、その一連の仕組みのこと。 |
| ビジネスプラスサービス提供契約 | ビジネスプラスで、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と当社との間で締結されている契約のこと。  |
| ビジネスプラス利用規約     | ビジネスプラスにおいて、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と契約者との間で適用される規定のこと。  |
| 契約者 ID          | 当社が契約者に対し付与する契約者を識別するユニークな ID のこと   |
| Cisco Umbrella  | シスコ社が「CiscoUmbrella」の名称で提供するセキュアインターネットゲートウェイサービス等の総称これらは第 8 条に定める他社サービスに該当し、シスコ社は提供事業者には該当しません。                            |
| ライセンス           | 契約者の請求に応じて当社が付与する DNS セキュリティ(Cisco Umbrella)の使用権及びこれの運用保守を受ける権利。 ※本サービスの課金単位となります。  |
| ユーザ             | Cisco Umbrella のセキュリティポリシーが適用される PC 端末等の利用者。  |
| 管理者             | Cisco Umbrella を操作する Web サイトの ID/PASS を管理すると共に、ログインしてユーザに適用されるセキュリティポリシーを設定する担当者。   |
| ダッシュボード         | 各種申込及び契約者情報を確認するために当社が払い出す管理画面  |

#### **第4条 (サービスの種別)**

当社が本サービスにおいて提供するサービスは次のとおりとし、詳細は、別紙1(サービスメニュー)に定めるものとします。

- (1)DNS セキュリティ(Cisco Umbrella)の使用権
- (2)前号に関する運用保守
- (3)ダッシュボード

2 本サービスの詳細は、別途当社が Web サイトに定める内容または提示する提供仕様書等(以下「サービス仕様」といいます。)によるものとします。

#### **第5条 (サービスの提供区域)**

本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 Cisco Umbrella の提供区域は、シスコ規定に定める範囲とします。
- 3 オプションサービスの提供区域は、特に定めのない限り日本国内とします。
- 4 本サービスにおける責任分界点は、サービス仕様で定めるとおりとします。

#### **第6条 (サービスの提供条件)**

1 本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様で定めるとおりとします。

2 Cisco Umbrella のサービス提供は、シスコ社が定めるシスコ規定に基づいて行います。なお、本サービスに関して、シスコ社は、責任を負わないものとします。また、契約者は、自らに課せられた義務をシスコ社に負わせることはできないものとします。

3 Cisco Umbrella に関する利用設定、管理に関する作業は、契約者の負担と責任で行うものとし、当社は本サービス又はその他契約に基づいて行った場合を除き、責任を負わないものとします。

#### **第7条 (第三者への委託)**

当社は、ビジネスプラスを通じて本サービスを提供するにあたり、本サービスの運営(申込受付、提供終了後等の契約上、契約外の手続を含みます。以下、本条において同じとします。)にかかわる業務をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に委託するものとします。

2 当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関する情報を開示するとともに、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からも契約者、利用者その他ビジネスプラスに関する情報の開示を受けます。

3 当社は第1項の規定に定める委託のほか、必要に応じ、当社の指定する第三者に本サービスの運営にかかわる業務を委託することができるものとします。この場合、当社は委託先に対し、本サービスの運営上必要な範囲に限り、契約者、利用者その他本サービスに関する者の情報を開示します。

#### **第8条 (他社サービスの利用)**

当社は、本サービスの提供に、他社が提供するサービス、アプリケーション等(以下「他社サービス」といいます。)を利用することができるものとします。

2 前項の利用にあたり、契約者と他社サービスの提供事業者(以下「提供事業者」といいます。)の間で利用許諾等の契約締結が必要な場合には、当社が他社サービス及びその契約条件等を明らかにすることにより、契約者は契約申込時に当該利用条件等を承諾し、当該契約を申し込みしたものとみなします。

3 契約者は、当社が提供事業者から請求があったときに契約者の氏名、住所その他請求された事項等の契約者の情報を他社サービスの利用に必要な範囲で提供事業者へ通知する場合があることについて承諾するものとします。開示先での契約者の情報の取り扱い、他社サービスの提供事業者が定めるとおりとします。

4 契約者は、本サービスの提供にあたり必要があるときは、提供事業者から必要な契約者の情報の提供を受けることについて承諾するものとします。

#### **第9条 (サービスの終了)**

当社は、本サービスの一部若しくは全部を終了し、又は本サービスの提供仕様、技術要項等(契約者に対して非開示の内容を含みます。)を変更することができるものとします。

2 当社は、本サービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当する本サービスの契約者に対し、変更又は終了する3か月前までに通知します。

3 当社は、オプションサービスの重要な変更又は終了のときは、書面その他の方法をもって該当するオプションサービスの契約者に対し、変更又は終了する前に通知します。

4 当社は、前2項に定める場合以外の本サービスの変更を行う場合には、該当する本サービスの契約者に対し、事前に当社の定める方法により通知又は周知します。ただし、契約者に開示されていない提供仕様、技術要項等の変更については、通知又は周知を行わないことができるものとします。

5 前3項にかかわらず、本サービスの提供に必要な他社のサービスの提供終了又は仕様変更等により、本サービスの変更又は終了をする場合は、当社がその事実を知った時から速やかに契約者に通知するものとします。

6 当社は、第2条(利用規約の変更)に基づき行った利用規約等の変更又は本条に基づき行った本サービスの変更・

終了により、本サービスのために契約者が使用する電気通信サービス、通信機器等の変更、改造や契約者による利用方法の変更等のために要する費用は契約者の負担とし、これにより契約者が何らかの損害を被った場合も当社は責任を負いません。

## 第2章 契約

### 第10条（契約の単位）

本サービスは、一つの契約者ID毎に一つの本サービスの提供に関する契約（以下「利用契約」といいます。）を締結するものとします。

2 契約者は、本サービスで利用するユーザ分のライセンスを利用契約の申し込みにあわせ申し込むものとします。なお、1 ユーザが複数端末を利用する場合でも、1 ユーザ分のライセンスとしてカウントします。

3 前項のライセンスのカウント方法について、ユーザが高等学校以下の教育機関に在籍する生徒又は児童の場合、10ユーザで1ライセンス、大学以上の教育機関の教育機関に在籍する学生の場合、5ユーザで1ライセンスとしてカウントします。カウント方法の具体例については別紙1のとおりとします。

4 一つの利用契約における最低ライセンス数は、10ライセンスとします。

5 シスコ規約において定められている1ライセンスあたり3000クエリ/日を超過した場合、契約者に対し超過した分のライセンス料をエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から請求する場合があります。

### 第11条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、別紙1（サービスメニュー）のサービス毎の提供条件に定めるとおりとします。

2 前項で定める最低利用期間中の解除はできません。

### 第12条（契約申込）

本サービスの利用契約の申込（以下「利用申込」といいます。）をしようとする者（以下「申込者」といいます。）は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社から申込者へ提示される「ビジネスプラス利用規約」に基づく契約に基づき、当社に対しダッシュボード上より本サービスの利用申込をするものとします。

2 申込者は、この利用規約のほか、シスコ規定に同意のうえ利用申込をするものとします。

3 第1項で定める利用申込の際、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社への契約申込の内容と、当社への利用申込の内容に齟齬がある場合、申込者は利用申込の内容を修正しなければなりません。

4 契約者（申込者を含み、以下本条において同じとします。）は、利用申込、サービス利用その他により当社に提供される情報が正確であることが、本サービスの申込み、利用の継続及び利用契約の継続のための必須の要件であること、これに対する違反は、本サービスの申込の承諾及び継続的に利用できるか否かにかかわる重大な要件であることを了知することとします。

5 契約者は、利用申込時、サービス利用時その他により当社に提供される情報に個人情報が含まれる場合は、当社に個人情報を提供することについて本人に同意を得るものとします。

6 当社は、申込者に対し、利用申込の内容を確認するため、資料提出を求めることができるものとし、申込者はこれに従うものとします。なお、当社は申込内容の確認ができるまで本サービスの提供を行わず、又は提供を停止することができるものとします。

7 契約者は、本サービスの提供に必要な範囲で、当社が委託先等に契約者の情報を提供することを承諾するものとします。

8 当社は、当社の審査基準に従い、利用申込内容を審査します。

### 第13条（契約の成立）

当社が利用開始日その他申込の承諾に関する通知を発信した時点で利用契約は成立します。

2 利用契約成立後に、契約者へ Cisco Umbrella で利用する管理者アカウント及びパスワードを通知します。

3 利用申込に係る本サービスの提供は、原則として申込を受け付けた順に行います。ただし、当社に相当な事由がある場合には、その順序を変更することができるものとします。

4 当社は、次の場合には利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取り消すことができるものとします。

(1) ビジネスプラス利用規約に基づく契約の申込時の通知内容に虚偽又は不備があり又はそのおそれがあるとき

(2) 契約者が、日本国法に基づき設立された法人ではないとき又はその主たる事務所が日本国内にないとき

(3) 契約者がビジネスプラス利用規約第15条に定める利用料金その他の債務（ビジネスプラス利用規約に基づく契約に基づく債務に限られず又エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とその債務に係る債権を第三者に譲渡したときは、当該譲渡後の債務を含みます。）の履行を現に怠り又は怠るおそれがあるとき

(4) ビジネスプラス利用規約に基づく契約又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社との間の他の契約に違反し又は違反するおそれがあるとき

(5) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は当社の技術的に困難なとき又は保守することが困難である等業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が契約者として不適切と判断したとき

- (7) 契約者が第28条(利用停止)第1項又は第2項のいずれかに該当するとき、又はそのおそれがあるとき
  - (8) 契約者が過去に第28条(利用停止)第1項又は第2項のいずれかに該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスで同様の行為を行ったことがあるとき
  - (9) 契約者の申込内容を確認するための資料が提出されないなど申込内容の確認ができないとき、その他契約者の申込みの意思を確認できないとき
  - (10) 第12条(契約申込)第8項に定める審査の結果、当社又はエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の定める審査基準を満たさないとき
- 5 当社が申込を拒否し、又は承諾を取り消した場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。ただし、当該通知が申込者に到達しない場合でも、利用契約は成立せず、また取消は有効なものであるものとします。

#### **第14条 (サービス内容等の変更)**

契約者は本サービスの内容の変更を希望する場合、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別途定める方法による変更の申込みが完了した後に、当社に対し別紙3の定めに従いダッシュボード上より変更を申し込むものとします。なお、変更可能な本サービス内容の範囲は、当社が指定する範囲とします。また、変更の申込みにあたっては、第12条(契約申込)の規定を準用します。

2 当社は、契約者に対し、申込内容の確認のため、資料の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

3 第1項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

4 第1項の申込があった場合に、当社の定める審査基準を満たさない、又は技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるときは、当社は変更の申込を承諾しないことができるものとします。この場合は契約者にその旨を通知します。

5 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別途定める方法による変更の申込みが完了しているにもかかわらず、契約者が当社に対するダッシュボード上からの変更手続きを行わなかった場合、契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対し申し込んだ内容で、当社は利用契約を変更する場合があります。

6 前項の場合及び契約者が第1項に定める変更手続きを行わなかったことにより変更の効果が発生しなかったことその他の不利益に関して、当社は責任を負いません。

#### **第15条 (契約者情報の変更)**

契約者は当社に登録した情報(以下「契約者情報」といいます。)を変更する場合、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別途定める方法による契約者情報の変更が完了した後に、当社に対しダッシュボード上より契約者情報変更の手続きをするものとします。なお、当社は変更された内容を証明する書類の提出を求めることができるものとし、契約者はこれに従うものとします。

2 契約者が前項に定める契約者情報の登録変更手続きを行わなかったことによる不利益に関して、当社は責任を負いません。

#### **第16条 (契約者の地位の承継)**

契約者は、利用契約に基づく権利義務のすべて又は一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはなりません。

#### **第17条 (契約者が行う利用契約の解除)**

契約者は利用契約を解除する場合、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が別途定める方法による解除の手続きが完了した後に、当社に対し別紙3の定めに従いダッシュボード上より利用契約の解除手続きをするものとします。

2 当社は第1項に定める利用契約の解除を承諾した場合、契約者に対しその旨を通知します。

3 契約者が前項に定める解除手続きを行わなかったことによる解除の効果が発生しなかったその他の不利益に関して、当社は責任を負いません。

#### **第18条 (当社が行う利用契約の解除)**

当社は、次に挙げる事由があるときは、事前に催告・通知することなく、ただちに、利用契約を解除することができるものとします。

(1) 第28条(利用停止)第1項及び第2項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき

(2) 第28条(利用停止)第1項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

(3) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対しビジネスプラス利用規約に基づく契約内容の変更をしたにもかかわらず、相当期間経過しても当社との利用契約の変更手続きを履行しないとき

(4) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からビジネスプラス利用規約に基づく契約を解除されたとき又は契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対しビジネスプラス利用規約に基づく契約を解除した

にもかかわらず、当社との利用契約の解除手続きを履行しないとき

(5) 第27条(提供中止)第1項第4号から第6号の事由に該当したことにより本サービスの提供が中止されたとき

(6) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき

(7) 当社が提供する他のサービスで、利用規約違反により契約を解除されたとき

(8) 前各号のほか、技術的に困難なとき又は保守することが困難である等当社の業務遂行上支障があるとき

2 前項の規定により利用契約を解除したときは、当社は契約者に対し契約者が届け出た連絡先の電子メールアドレス(以下「連絡先メールアドレス」といいます。)に解除した旨を通知します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

3 事由の如何を問わず、利用契約の終了時における本サービス利用中に係る契約者の一切の債務は、利用契約の終了後でもその債務が履行されるまで消滅しません。

### 第3章 契約者の義務

#### 第19条 (利用責任者)

本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ利用責任者を選任し、その連絡先(住所、電話番号及び電子メールアドレスその他当社が指定する事項)を当社の指定する方法で届け出るものとします。利用責任者が交代したとき、又は連絡先に変更があった場合はただちに当社の指定する方法で届け出るものとします。届け出されていない、又は届出内容が誤っている等により、当社が契約者と連絡が取れないことによつて引き起こされる損害に対して、当社は責任を負いません。

2 当社は、当社から契約者に対する通知を利用責任者に対して行うことができるものとし、利用責任者に行った通知は、契約者に通知したものとみなします。

3 前項のほか、利用責任者は当社との連絡、協議の任にあたるとともに、利用規約に基づく本サービスの利用適正化を図るものとします。

#### 第20条 (認証情報の管理)

契約者は本サービスにて提供されるアカウント、パスワードその他認証にかかわる情報等(以下「認証情報」といいます。)を厳重に管理するものとし、これらの不正使用により当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の措置を講じるものとします。

2 正しい認証情報を用いて行われる申込、届出、サービスの利用は、契約者又は契約者から正当に権限を付与された者によるものと推定し、不正アクセスによる場合を除き、契約者が行った行為とみなします。

3 契約者は、認証情報が第三者によつて不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、認証情報の漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、責任を負いません。

5 当社は、認証情報の漏洩等により、不正使用が発生し、また発生するおそれがある場合は、強制的にパスワード等を変更することができるものとします。パスワード等を変更したときは、当社は契約者に対しその旨を通知します。

#### 第21条 (提供情報の維持)

契約者は、本サービス利用のために当社に提供した全ての情報を正確かつ最新のものに保つものとします。

#### 第22条 (電子メールによる応答義務)

契約者は、常に当社からの電子メールが、連絡先メールアドレスに確実に到達しうるようにし、当社から依頼のあった場合には、それに対して遅滞なく応答をおこなうこととします。

2 当社は、契約者に対し、有益と思われるサービスやビジネスパートナーの商品・サービス等の情報を電子メールで送信することができるものとします。

#### 第23条 (利用基準の遵守)

契約者は、利用規約等に定める技術的条件その他の利用方法(以下「利用基準」といいます。)を遵守して、本サービスを利用するものとします。

#### 第24条 (禁止行為)

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) 法令に違反する、又はそのおそれのある行為、あるいはそれに類似する行為

(2) 当社あるいは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉、信用、プライバシー等の人格的権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

(3) 個人情報その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為

(4) 個人情報を本人の同意なく違法に第三者に開示、提供する行為、又はそれに類似する行為

(5) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為

- (6) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
  - (7) 犯罪行為、犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、又はそれらのおそれのある行為
  - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそれに類似する行為
  - (9) 公職選挙法に違反する行為、又はそのおそれのある行為
  - (10) 無限連鎖講(「ねずみ講」)あるいはそれに類似する行為、又はこれを勧誘する行為
  - (11) わいせつ、児童売春、児童ポルノ、児童虐待にあたるコンテンツを発信、記録、保存する行為、及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそれに類似する行為
  - (12) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
  - (13) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
  - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為、及びそれに類似する行為
  - (15) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (16) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (17) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様で本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、あるいはそれに類似する行為
  - (18) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘の電子メール(特定電子メールを含むがそれに限定されません。)を送信する行為。又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのある電子メール(「嫌がらせメール」、「迷惑メール」)を送信する行為、及びそれに類似する行為
  - (19) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
  - (20) 第三者の通信環境を無断で国際電話あるいは有料サービス等の高額な通信サービスの利用に変更する行為、及び設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為
  - (21) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、又は消去する行為
  - (22) 他人の ID あるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為
  - (23) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様で本サービスを利用する行為
- 2 前項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、又は結果として同等となる行為を含みます。
- 3 第1項第12号及び第13号については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の定めに従い、適正に事業運営されていることを、当社が確認できたものについては、第1項の規定適用から除外し、特別に本サービスの利用を認める場合があります。ただし、その後、第1項で定める禁止行為を行った場合や不適正な事業運営であると当社が判断した場合は、第28条(利用停止)に定めるサービスの提供の停止を含む措置を行うことができるものとします。
- 4 契約者が第1項で規定する禁止行為に該当する行為を行っているとき当社で判断した場合、当社は、第28条(利用停止)に定める措置を行うほかに、契約者の違反行為に対しての苦情対応に要した稼働等の費用、及び当社が契約者の違反行為により被る損害費用等を契約者に請求することができるものとします。

## 第4章 サービスの制限

### 第25条 (非常時の利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本サービスを制限し、又は提供を中止することができるものとします。

### 第26条 (サービスの制限等)

当社は、前条の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

2 当社は、特定の利用契約における一定期間内の通信量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

3 当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

4 当社は、本サービスの利用に伴い契約者が当社の設備に記録、管理する情報(以下「契約者管理データ等」といいます。)が、当社の定める所定の基準を超えた場合は、契約者に対し、何らの通知なく、契約者管理データ等を削

除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為が行われていると疑われるときには、当該行為の発信元、経由地など関連すると推定される特定の IP アドレス、国・地域等からのアクセスを制限し、又は一時的利用を中止することができるものとします。

6 当社は、本条に規定するサービスの制限等のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報および当社の設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

#### 第27条 (提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの一部又は全部の提供を中止することができるものとします。

- (1) 当社の設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
- (2) 当社又は他の電気通信事業者の設備の障害等の発生又はその防止のためにやむを得ないとき
- (3) 当社の設備に不正アクセス、クラッキング、アタック等の行為があったとき、又は、これらの行為が行われていると疑われるとき
- (4) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社がビジネスプラスに関するサービスの全部又は一部を提供中止、提供中断又は廃止したとき
- (5) 当社がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社からビジネスプラスの登録を停止されたとき
- (6) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は当社がビジネスプラスサービス提供契約を解除したとき
- (7) 他社サービスの提供が中止されたとき

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者にその旨を別途定める方法で事前に通知又は周知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

#### 第28条 (利用停止)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき
- (2) 利用規約に違反したとき
- (3) 当社が提供するサービスの利用に関し、直接又は間接に当社又は第三者に対し過大な負荷又は重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されません。)を与えたとき
- (4) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関する申告があり、その申告が妥当であると当社が判断する相当の理由があるとき
- (5) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に対する本サービスに関する利用料金の支払いを怠ったとき
- (6) 契約者がエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社よりビジネスプラスの全部又は一部が提供停止されたとき
- (7) 当社が提供する他のサービスにて、利用規約違反があったとき
- (8) 利用契約上の債務の履行を怠ると考えられる明白な理由があるとき
- (9) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、契約者が次の各号に該当する行為をおこなったとき、次の各号に定める措置を行うことができるものとし、また、当該行為を繰り返すときは、契約者に事前に通知の上、本サービスの全部又は一部の利用を停止することができるものとします。

- (1) 電子メールを一時に大量に送信することで、直接又は間接に当社が提供するサービスの円滑な提供に支障が生じ、またそのおそれがあると認められる場合又は第三者の電子メール通信に著しく支障を生じるおそれがある場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メールの送信を規制する措置を講ずることができるものとします。
- (2) 本サービスにおいて、契約者のネットワーク内に多数のコンピュータや大量のアクセスがあるサーバーを設置したり、ファイル転送等の帯域を継続的かつ大量に占有するプログラムを常時起動して使用するなどして、本サービスで提供する通信帯域又は通信設備を当該契約者だけで一定割合以上占有してしまうような大量の通信を継続的に発生させ、他の契約者の通信に支障を生じさせる場合は、当該支障を防止するために必要な範囲内において、通信速度を規制する措置を講ずることができるものとします。
- (3) 当社のネームサーバー(DNS)に対し、コンピュータ又は通信機器などから名前解決の問い合わせを行う場合において、単位時間あたりの統計的平均的な利用を著しく超えた問い合わせ(query)を送信し、当社のネームサーバー(DNS)に負荷や支障を与え、ネームサービスの円滑な提供に支障が生じていると認められる場合は、当該契約者からの送信されるすべての問い合わせ(query)に回答しない措置を当社のネームサーバー(DNS)に講ずることができるものとします。

3 第1項及び第2項による本サービスの提供の停止又は制限の解除には、数日要する必要があることを契約者は、あらかじめ承諾するものとします。

4 当社は、契約者が第1項及び第2項各号に該当したときは、第1項及び第2項の措置に加え、契約者管理データ等を削除し、又は契約者管理データ等の利用を停止することができるものとします。

5 当社は、本条の規定による措置を行ったときは、契約者に対してその旨を連絡先メールアドレスに通知するものと

します。ただし、本通知が契約者に到達しない場合でも本条の措置に何ら影響を与えないものとします。

#### **第29条（免責）**

当社は、本章に定めるサービスの制限の実施について、他に定めがある場合を除き、契約者に対し責任を負いません。

### **第5章 料金等**

#### **第30条（料金）**

本サービスの料金は、ビジネスプラス利用規約の通りとします。

2 契約者は、ビジネスプラス利用規約に基づく契約に従い、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社へ本サービスの利用料金を支払います。

### **第6章 データ・ソフトウェア等の取り扱い**

#### **第31条（ソフトウェアの著作権等）**

本サービスに伴い、契約者に提供されるソフトウェア及びその他の各種情報（以下「提供ソフトウェア等」といいます。）については、その著作権、ノウハウ等の知的所有権のすべてを当社又は当社にこれらの情報の利用を許諾した第三者が所有します。

2 契約者は、提供ソフトウェア等を本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での使用はできません。

#### **第32条（ソフトウェア等の管理）**

契約者は提供ソフトウェア等について、次の条件を守るものとします。

- (1) 契約者は、提供ソフトウェア等を第三者に対し貸与、譲渡、使用許諾その他の処分をしないこと
- (2) 提供ソフトウェア等を善良な管理者の注意をもって管理すること
- (3) 提供ソフトウェア等の利用に関し、前条の規定を遵守すること

#### **第33条（データの取り扱い）**

契約者管理データ等の滅失、毀損に備えた複製及び滅失、毀損時の復元は、契約者の責任と費用で行うものとします。

2 契約者管理データ等が、滅失、毀損し、又は当社の責によらない事由による漏洩や目的外の利用があったとしても、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

3 契約者管理データ等は、本サービスの仕様として契約者が確認、入手できるものを除き、当社から返却、提供することはありません。

4 契約者管理データ等の本サービスにおける知的財産権の利用について、その責任は契約者が負うものとし、当社は責任を負いません。また、契約者管理データ等における知的財産権の利用に関して、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

#### **第34条（データの利用）**

当社は、設備の故障又は停止の復旧等の設備保全又は当社の提供するサービスの維持運営のため、契約者管理データ等を確認し、又は複写、複製、解析等の利用をすることができるものとします。ただし、本条の定めは、契約者管理データ等の復元を保証するものではありません。

2 当社は、契約者管理データ等を、前項その他本利用規約に明示された場合又は法律上認められる場合（正当防衛、緊急避難等を含みます。）を除き、確認、利用その他の措置をし又は第三者に開示、提供しないものとします。

#### **第35条（データの消去）**

当社は、利用契約が終了した場合、契約者管理データ等を消去するものとし、契約者管理データ等の返却、提供には応じません。これらによる契約者の直接あるいは間接の損失、損害等に対して、当社は責任を負いません。

### **第7章 損害賠償**

#### **第36条（責任の制限）**

当社は、本サービスが正常に提供できなくなったときは、その復旧に努めるものとします。

2 本サービスに関連して当社が機器・ソフトウェア等を提供する場合の保証及び当該機器・ソフトウェア等を原因とする損害賠償については、当社が別途提供時に提示する範囲とし、それ以外には責任を負わないものとします。なお、特段の提示がない場合には、当該機器・ソフトウェア等を原因として本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

3 当社が提供する機器・ソフトウェア等以外の機器・ソフトウェア等や電気通信サービス等の契約者が準備、調達する機器、ソフトウェア等、サービスが原因で本サービスが利用できないことに関して、当社は責任を負わないものとします。

4 前2項、その他別に定める場合を除き、当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含み、以下本条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る利用料金(ビジネスプラス利用規約で定める本サービスの利用料金のことをいいます。)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

6 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

7 本条の規定にかかわらず、提供事業者が当社に損害を賠償した場合には、当社は提供事業者から賠償された範囲において契約者に対して賠償します。

### 第37条 (免責)

前条の規定は、本サービスの提供に関して当社が契約者に負うすべての責任を規定したものとします。

2 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、当社は、別に定めがある場合を除き、電気通信設備の状況や他の利用者の利用状況、接続回線の通信量の増大その他の事由により、提供中止、サービス遅延その他サービスの提供に関する不具合が発生しないことを保証せず、その結果発生する直接あるいは間接の損害について、前条に定める責任以外には、予見可能性の有無を問わず、法律上の責任及び明示又は黙示の保証責任を問わず、いかなる責任も負いません。

3 当社は、契約者その他いかなる者に対しても、本サービスを利用した結果について、商品性、特定目的への適合性、又は権利の非侵害性に関する黙示の保証を含む、すべての明示的又は黙示的な条件、表明及び保証をなさないものとします。

4 利用規約等に従って当社が行った行為について、当社は責任を負いません。

## 第8章 雑則

### 第38条 (注意喚起)

当社は、不正アクセス、クラッキング、アタック等のサイバー攻撃やウィルス感染等(以下「サイバー攻撃等」といいます。)による異常な通信の発生もしくはそのおそれを当社が検知したとき、またはこれらに関する申告、通知等がその通信の受信者等または公的機関からあったときは、その発信元となる契約者に対し、注意喚起を行うことができるものとします。

2 当社は、本条に規定する注意喚起のため、契約者の本サービスの利用に関する情報(契約者が登録した情報、管理する情報および当社設備に対するアクセス状況を含みます。)の収集、分析及び蓄積を行うことができるものとします。

3 本条の規定は、当社がサイバー攻撃等を完全に検知、遮断することを意味するものではありません。

### 第39条 (第三者利用)

契約者は、本サービスを第三者に利用させてはなりません。

2 前項に違反した場合、当社は利用停止等の措置を取ることができるものとします。

3 第1項に違反した場合、契約者は第三者に対し、当社を免責し、当社への苦情、クレーム等の防止について明確な措置を行うと共に、第三者より損害賠償等があった場合には、一切の折衝と賠償の責を負うものとします。

4 前項に係らず、第三者から当社に損害賠償請求があった場合には、当該請求への対応に要した稼働等の費用、及び当社から第三者に対する損害賠償費用等を契約者に請求することができるものとします。

### 第40条 (利用責任)

本サービスの利用に関連して、契約者が他の契約者若しくは第三者に対して損害を与えた場合、又は契約者が他の契約者若しくは第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何らの迷惑又は損害を与えないものとします。

2 契約者が、本サービスを利用することにより、第三者に損害を与え、そのことにより当社が損害を被った場合には、契約者は、当社に対しその損害を賠償するものとします。

### 第41条 (お客さま情報の保護)

当社は、本サービスの提供に関連し、契約者から当社に提供された個人情報及び技術上・営業上又はその他の業務上の情報(以下「お客さま情報」といいます。)を、当社が別に定め公表する「個人情報保護方針」に記載された利用目的のほか契約者に同意を得た範囲内でのみ利用するものとします。

- 2 当社は、お客さま情報を、個人情報と同等の安全管理措置を講じて保護するものとします。
- 3 当社は、お客さま情報を、個人情報保護方針若しくは本利用規約に定められた場合又は法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、第三者に開示、提供しないものとします。
- 4 当社が本条に違反し契約者に損害を与えたときは、当社は契約者に対しその損害を賠償するものとします。
- 5 本条の定めは、当社が契約者に対して負うお客様情報の保護に関する義務のすべてであり、契約者と当社の間で締結された他の契約に定められた情報管理に関する規定はお客さま情報には適用されないものとします。

#### **第42条 (通信の秘密の非開示)**

当社は、当社設備に対するアクセス状況その他当社が保有する個別の通信を特定する可能性のある記録等の「通信の秘密」については、法律上開示が認められる場合(正当防衛、緊急避難等を含みます。)を除き、開示、提供しないものとします。これにより発生する直接あるいは間接の損害について、当社は責任を負いません。

#### **第43条 (準拠法・管轄裁判所)**

利用規約等の適用の有無を含め利用規約から生じる一切の紛争は日本法を適用して解決するものとし、東京地方裁判所を唯一の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第44条 (分離可能性)**

利用規約等のいずれかの規定について、法令等又は裁判などにより違法、無効又は不能とされたとしても、それ以外の規定は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### **附則**

この利用規約は、2024年1月1日より実施します。

## 別紙1 サービスメニュー

### 1. サービス項目

| サービス種別 | 項目                                | 備考  |
|--------|-----------------------------------|---|
| 基本サービス | シスコ社が提供する Cisco Umbrella の使用权の提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ライセンス単位での提供</li> <li>・提供条件は別項</li> </ul>  |
|        | Cisco Umbrella 利用に関するテクニカルサポートの提供 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合問合せ窓口の提供</li> <li>・土・日・祝日及び年末年始などの当社指定休日を除く平日の 10:30～16:30</li> <li>・問い合わせ用チケットシステムから申告いただき回答します</li> </ul> |

### 2. 提供条件

#### (1) 最低利用期間

- ・ライセンス毎に利用開始日から1か月。

#### (2) サービス内容等の変更

- ・ライセンス数の追加・削減は随時1ライセンス単位で可能です。

#### (3) 提供仕様

- ・Cisco Umbrella のサービス仕様は、シスコ規定、シスコ社の Web サイト等の公開情報に準じます。ただし、一部サービスは、当社の本サービス外のものが含まれます。

#### (4) 教育機関向けのライセンス数カウント方法

- ・ユーザが次の教育機関に在籍している場合におけるライセンス数カウント方法の具体例は次の通りです。

| 教育機関種別      | ライセンス数カウント条件<br>(生徒・児童・学生分ライセンス) | ライセンス数カウント例   |
|-------------|----------------------------------|---|
| 高等学校以下の教育機関 | 10 ユーザにつき1ライセンス                  | <利用者><br>・教職員:100 ユーザ<br>・生徒数:1000 ユーザ<br><必要ライセンス数><br>・ $100+1000/10=200$ ライセンス |
| 大学以上の教育機関   | 5 ユーザにつき1ライセンス                   | <利用者><br>・教職員:50 ユーザ<br>・学生数:500 ユーザ<br><必要ライセンス数><br>・ $50+500/5=150$ ライセンス      |

## 別紙 2 関連規定

シスコ社の関連規定は以下の通りです。規定はシスコ社が更新する場合があります。

### (1) Cisco Umbrella に関連する規定

• Cisco\_umbrella Offer Description

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/OfferDescriptions/cisco\\_umbrella\\_offer\\_description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf)

[https://www.cisco.com/c/dam/global/ja\\_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco\\_umbrella\\_offer\\_description.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/global/ja_jp/about/doing-business/legal/OfferDescriptions/cisco_umbrella_offer_description.pdf)

※参考和訳(URL)

• End User License Agreement

[https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end\\_user\\_license\\_agreement.html](https://www.cisco.com/c/en/us/about/legal/cloud-and-software/end_user_license_agreement.html)

[https://www.cisco.com/c/dam/en\\_us/about/doing\\_business/legal/eula/eula-japanese.pdf](https://www.cisco.com/c/dam/en_us/about/doing_business/legal/eula/eula-japanese.pdf)

※参考和訳(URL)

### (2) プライバシーに関する規定

• Cisco Online Privacy Statement

[https://www.cisco.com/c/ja\\_jp/about/legal/privacy-full.html](https://www.cisco.com/c/ja_jp/about/legal/privacy-full.html)

### 別紙 3 本サービスの内容の変更及び利用契約の解除の方法

| 申込種別          | ビジネスプラス申込システムからの申込※1                | ダッシュボードからの申込※2                     |
|---------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| ライセンス<br>数追加時 | 締日※3 まで: 随時(当月) 受付                  | ビジネスプラス申込システムからの申込の<br>翌日～月末日※4    |
|               | 締日※3 後: 翌月 受付                       | ビジネスプラス申込システムからの申込の<br>翌月2日～翌月末日※4 |
| ライセンス<br>数削減時 | 締日※3 まで: 随時(当月) 受付                  | ビジネスプラス申込システムからの申込の翌日～月末日※5        |
|               | 締日※3 後: 翌月 受付                       | ビジネスプラス申込システムからの申込の<br>翌月2日～翌月末日※5 |
| 解除時           | 締日※3 まで: 随時(当月) 受付<br>締日※3 後: 翌月 受付 | ビジネスプラス申込システムでの解除が成立した月の月末日まで※6    |

※1 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が利用者に提供する申込システム。

※2 契約者ご自身にてダッシュボードから申込を行ってください。

ダッシュボードからの申込は即時反映されます。

※3 ビジネスプラスでは月末日から起算して7営業日前を締日とし、締日翌日より後の申込は翌月の受付となります。

※4 ビジネスプラスの契約上は、ライセンス数追加を申込みした月から追加分の請求が発生します。

ダッシュボードからの申込後に追加分のユーザの端末に導入作業を進めてください。ダッシュボードから申込せず導入した場合、当社からご連絡させていただきます。

※5 ビジネスプラスの契約上は、ライセンス数削減を申込みした月までは削減前での請求が発生する可能性があります。

ダッシュボードからの申込後、ライセンス削減適用月の月末日までに削減分のユーザの端末からアンインストールしてください。

※6 ダッシュボードから解除申込をすると、即時で Cisco Umbrella が閉鎖されます。Cisco Umbrella が不要になってから、ビジネスプラス申込システムから解除を申込み、解除が成立した月末日までにダッシュボードから申込を行ってください。